在スイス日本国大使館は、更に、スイス連邦外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とスイス連邦政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条1(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十四条2及び第十五条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十三条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

在スイス日本国大使館は、更に、スイス連邦外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在スイス日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてスイス連邦外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年九月十日にベルンで

（スイス連邦外務省から在スイス日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

P.214.111－JAPAN

口上書

スイス連邦外務省は、在スイス日本国大使館に敬意を表するとともに、二千二年三月一日に発効した社会保障に関するスイス連邦と日本国との間の協定及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する日本国の社会保障に関する法律の改正についての二千十五年九月十日付け口上書第111－2015／YN／RA／jesi号を受領したことを確認する光栄を有する。

スイス連邦外務省は、二千十五年十月一日に日本国の社会保障に関する法律の改正が施行されることに留意する。この日本国の法律の改正（日本国の被用者年金制度の厚生年金保険（協定第二条(a)(ii)への統一及び各共済年金制度の廃止）により、同第二条1a(iii)から(v)までの規定、同第十三条1に定める「各共済年金の職域加算年金」、第十四条2及び同第十五条4の規定は、日本国の社会保障に関する法律の改正が施行される二千十五年十月一日以後は適用されない。スイス連邦外務省は、また、廃止される制度の適用により二千十五年十月一日より前に発生した権利のための経過措置が講じられていることに留意する。

スイス連邦外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在スイス日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年九月二十三日にベルンで

○外務省告示第五十一号

平成二十七年九月十日及び同月二十九日にハーグで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がオランダ王国政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（在オランダ日本国大使館からオランダ王国外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.35－P－2015

口上書

在オランダ日本国大使館は、オランダ王国外務省に敬意を表するとともに、二千九年三月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在オランダ日本国大使館は、日本国政府に代わって、オランダ王国外務省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在オランダ日本国大使館は、更に、オランダ王国外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とオランダ王国政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条1(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十八条2及び第十九条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十七条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

4　日本国の法律の改正が二千十五年十月一日に施行された後においても、同日前に取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。

在オランダ日本国大使館は、更に、オランダ王国外務省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在オランダ日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてオランダ王国外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年九月十日にハーグで

（オランダ王国外務省から在オランダ日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

MINBUZA－2015.562022

口上書

オランダ王国外務省は、在オランダ日本国大使館に敬意を表するとともに、二千八年二月二十一日にハーグで署名された社会保障に関するオランダ王国と日本国との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正についての二千十五年九月十日付け在オランダ日本国大使館発口上書第35－P－2015号に言及する光栄を有する。

オランダ王国外務省は、前記の口上書が示す提案はオランダ王国政府が受け入れることができるものであることを通報するとともに、同口上書が示す二千十五年十月一日以後の協定の適用を認めることを通報する光栄を有する。

オランダ王国外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在オランダ日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年九月二十九日にハーグで

○外務省告示第五十二号

平成二十七年九月十七日及び同月三十日にパリで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がフランス共和国政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄

（在フランス日本国大使館からフランス外務・国際開発省宛ての口上書）

（訳文）

N°.186／ECO／OGC／15

口上書

在フランス日本国大使館は、フランス外務・国際開発省に敬意を表するとともに、二千七年六月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在フランス日本国大使館は、日本国政府に代わって、フランス外務・国際開発省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。